

【当座勘定規定】
(専用約束手形口)

第1条 (当座勘定への受入れ)

- ①当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券でただちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受け入れます。
- ②手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- ③証書類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- ④証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、当組合所定の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条 (証券類の受入れ)

- ①証券類を受け入れた場合には、当店で取り立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ②当店を支払場所とする証券類を受け入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで支払資金とします。

第3条 (本人振込み)

- ①当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当組合で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ②当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条 (第三者振込み)

- ①第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取り扱います。
- ②第三者が当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取り扱います。

第5条 (受入証券類の不渡り)

- ①前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、ただちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引き落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受け入れた店舗、または振

込みを受け付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。

- ②前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条（手形、小切手の金額の取扱い）

手形、小切手を受け入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

第7条（手形の支払い）

- ①この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。
- ②前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- ③当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。

第8条（手形用紙）

- ①当店を支払場所とする専用約束手形を振り出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
- ②当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。
- ③手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。
- ④専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。
- ⑤当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。
- ⑥前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条（手数料）

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当組合所定の手数料を支払ってください。

第10条（支払いの範囲）

- ①呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務

を負いません。

- ②手形、小切手の金額の一部支払いはしません。

第11条（支払いの選択）

同日に数通の手形の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第12条（印鑑等の届出）

- ①当座勘定の取引に使用する印鑑は、当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届け出てください。
- ②代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑を前項と同様に届け出てください。

第13条（届出事項の変更）

- ①手形、手形用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、ただちに書面によって当店に届け出てください。
- ②前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ③第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第14条（印鑑照合等）

- ①手形、請求書、諸届書類等に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- ②手形として使用された用紙（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取り扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- ③この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第15条（振出日、受取人記載もれの手形）

- ①手形を振り出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。
- ②前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第16条（自己取引手形等の取扱い）

- ①手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払いをすることができます。
- ②前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第17条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第18条（残高の報告）

当座勘定の受払いまたは残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。

第19条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第20条（反社会的勢力との取引拒絶）

この当座勘定は、第21条第2項第1号、第2号AからEまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、利用することができません。

第21条（解約）

- ①この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ②前項のほか、次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この停止または解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この停止または解約により当組合に損害が生じたときは、当組合にその損害額を支払ってください。
 1. 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 2. 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴

力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

③当組合は、支払資金預入れの再三にわたる遅延、支払いの停止その他相互の信頼関係が失われた場合には、いつでもこの取引を解約することができます。

④当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

⑤手形交換所（電子交換所。以下同じ）の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとしします。

⑥手形用紙の交付枚数いかににかかわらず、毎年2月と8月の当組合所定の日においてこの当座勘定の受払いが6か月間なかった場合には、取引はその日に終了するものとしします。また、その所定の日において交付枚数のすべてが引き落とされている場合にも、同様としします。

第22条（取引終了後の処理）

①この取引が終了した場合には、その終了前に振り出された手形であっても、当組合はその支払い義務を負いません。

- ②前項の場合には、未使用の手形用紙はただちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第23条（電子交換所規則による取扱い）

- ①この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ②関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第24条（成年後見人等の届け出）

- ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- ③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- ④前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- ⑤前4項の届け出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

以上

お 願 い

- ご入金は、手形の支払期日に間に合うよう、お早めに取引店をお願いします。
- やむを得ず、取引店以外から振込でご入金される場合、お急ぎのときには電信扱いをご利用ください。